

サービックと団体交渉を開催

8月5日、東海労新幹線関西地本は、関西新幹線サービックと「新型コロナウイルス感染防止としての自宅待機に関する緊急申し入れ」に基づく団体交渉を開催しました。

1. ただちに特定の数人に対する自宅待機外しを解消すること。

(回答) 事業所において、社員等にいつ、どのような担務を指定するかについては、会社の裁量の範疇であり総合的に勘案して決定している。自宅待機についても同様である。

2. 第一事業所だけがやらせている課題の提出をやめること。

(回答) 自宅待機の時間を活用し、社員として必要な知識をつけるための課題を出したと聞いている。なお、他の事業所でも自宅待機の時間を活用し、何らかのことをしていると聞いている。

3. 6月24日までに労使協議の場を設定すること。

(回答) 交渉メンバーの交代時期と重なったため、準備の時間を得て本日の開催とした。

4. 第一事業所の竹腰所長、山崎科長の自宅待機外しの言動等について実態を把握して謝罪させること。

(回答) 先の一項で回答した通りであり、事業所の裁量で行っている勤務の操配について、本社としてはあらかじめ定められたルール通り運用されていることを確認している。

(若干のやりとり)

(組合) 自宅待機の勤務認証はどうなっている。

(会社) 4月27日までは就業規則の有給休暇を適用している。それ以降は人事部長名の事務連絡で自宅待機とした。

(組合) 有給休暇で課題を課したことが誤りである。自宅待機に変更したことを社員等に説明していないので混乱を招いた。

(組合) 自宅待機外しは課題を提出していないことが理由なのか。

(会社) 全くないことはない。総合的判断だが理由として入っている可能性はある。

(組合) それはペナルティだ。他の事業所でも課題を出していると回答しているが、東海労が申し入れをした後だ。

(組合) 竹腰所長、山崎副所長の自宅待機外しの言動等を確認したのか。

(会社) 山崎副所長がそういう発言をしたことは確認している。

(組合) その発言はペナルティを課すことを意味する。本社として注意、指導したのか。

(会社) 現場の自主性に任せている。

(組合) それは本社として、竹腰所長、山崎副所長がコロナ感染の危険性があるのに、ペナルティとして自宅待機を外していることを黙認していることだ。